

奈良県社会人バスケットボール連盟規約

第1章 総 則

第1条 この連盟は、奈良県社会人バスケットボール連盟（以下「本連盟」という）と称する。英文表記はNara Society Basketball Federation（略称NSBF）とする。

第2条 本連盟の事務局は、会長指定の場所に置く。

第2章 目 的

第3条 本連盟は、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「日本バスケットボール協会」という）に加盟し、奈良県における社会人バスケットボール競技会を統括し、奈良県内のバスケットボールの普及および振興を図り、バスケットボールを通じて、県民の心身の健全な発達に寄与する。

第4条 本連盟は、一般社団法人奈良県バスケットボール協会（以下「奈良県バスケットボール協会」という）の社会人を代表する唯一の団体として、奈良県バスケットボール協会および一般社団法人日本社会人バスケットボール連盟（以下「JSB」という）に加盟する。

第5条 本連盟の役員、委員、加盟団体及び個人（選手、指導者等のチームスタッフ、審判員及びその他の関係者）は、次の各号に関する事項を遵守する義務を負う。

- (1) 公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「JBA」という）の定款、基本規程及びこれに付随する諸規定
- (2) 奈良県バスケットボール協会の定款及び基本規程及びこれに付随する諸規定
- (3) 本連盟の規約及びこれに付随する諸規定
- (4) 国際バスケットボール連盟（以下「FIBA」という）及びFIBA ASIAの諸規定
- (5) スポーツ仲裁機構（以下「CAS」という）及び一般社団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「JSAA」という）の仲裁関連規則
- (6) JBA、FIBA、FIBAASIA、CAS及びJSAAの指示、指令、決定並びに裁定等

第3章 事 業

第6条 本連盟は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 各種競技会を開催する。
- (2) 講習会、研修会を開催する。
- (3) その他、本連盟の目的遂行に必要な事業を行う。

第4章 組 織

第7条 奈良県バスケットボール協会及び本連盟の実施する事業に参加しようとするチーム及び競技者は、定められた方法により、奈良県バスケットボール協会及び本連盟にチーム加盟及び競技者登録をしなければならない。

第8条 本連盟の事業年度および会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 役員

第9条 本連盟に次の役員を置く。

- | | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 1 会長 | 1名 | 2 副会長 | 若干名 |
| 3 理事長 | 1名 | 4 副理事長 | 若干名 |
| 5 常任理事 | 必要な人数 | 6 理事 | 必要な人数 |
| 7 監事 | 2名以内 | 8 会計 | 1名 |
| 9 監査役 | 2名 | | |

第10条 会長及び副会長は、常任理事会の推薦によって就任する。

- 2 会長は、本連盟を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

第11条 理事長・副理事長は、常任理事会で選出する。

- 2 理事長は、本連盟のすべてを総括し、執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時は、その職務を代行する。

第12条 常任理事は、理事から選出し、会長がこれを委嘱する。

- 2 常任理事は、常任理事会を構成する。
- 3 会長が必要と認めた場合は、学識経験者から選出することができる。

第13条 理事は、加盟チーム等から選出し、会長がこれを委嘱する。

- 2 理事は、理事会を構成する。
- 3 会長が必要と認めた場合は、学識経験者から選出することができる。

第14条 監事は常任理事会で選出し、本連盟の業務執行の状況を監査する。

第15条 会計は、理事長が委嘱し、本連盟の財務を統括する。

第16条 監査役は、常任理事会で選出する。

- 2 監査役は、本連盟の財務の執行状況を監査する。

第17条 顧問及び参与は、常任理事会の議決を経て、会長がこれを委嘱する。

- 2 顧問及び参与は、会長及び理事会の諮問に応ずる。

第18条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた時は、必要に応じてその補充をすることができる。補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後も後任者が就任するまで、その任務を行うものとする。

第6章 会 議

第19条 総会は、第9条に定める役員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集し、理事長がその議長となる。
- 3 総会は、本連盟規約に定める事項及び本連盟の業務に関する重要事項に関して出席者の過半数をもって議決する。

第20条 常任理事会は、会長が招集し、理事長がその議長となる。

- 2 常任理事会は、会長、副会長、常任理事、監事及び会計をもって構成する。
- 3 常任理事会の議決は、常任理事会の出席者の過半数をもって議決する。
- 4 常任理事会は、理事長の決定または承認した事業を執行するとともに第6条の事業達成のための業務を企画運営する。

第21条 理事会は、会長が招集し、理事長がその議長となる。

- 2 理事会は、会長、副会長、常任理事、監事、理事及び会計をもって構成する。
- 3 理事会の議決は、理事会の出席者の過半数をもって議決する。
- 4 理事会は、理事長及び常任理事会の決定または承認した事業を執行するとともに第6条の事業達成のための業務の企画運営に参画する。

第7章 専門委員会

第22条 本連盟に、本連盟の目的達成及び事業執行の円滑を期するため、次の専門委員会（以下「委員会」という）を設ける。

- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 1 総務委員会 | 2 競技委員会 | 3 審判委員会 | 4 広報委員会 |
| 5 強化委員会 | 6 財務委員会 | | |

第23条 各委員会の委員長は、常任理事会において選出し、会長がこれを委嘱する。

- 2 各委員会の委員は、理事長の推薦により就任する。
- 3 各委員は、各委員会を構成し、第6条に定める事項を行う。

第8章 会 計

第24条 本連盟は、参加料、補助金、寄付金、その他をもって資金とする。

第9章 手 当

第25条 本連盟の旅費及び報酬等の諸手当等に関する規程は、奈良県バスケットボール協会の各規程を上限として準用する。

第10章 改 正

第26条 本連盟の規約は、総会の出席者の3分の2以上の賛成があれば改正することができる。

第11章 補 則

第27条 本連盟の事業遂行上、必要ある場合は理事会の議決を得て、特別委員会を置くことができる。

第28条 第6条に定める事業等についての細則は別に定める。

第29条 上記以外、特に必要と認められる事項は、常任理事会で協議する。

第30条 奈良県バスケットボール協会から定められた人数の代表理事及び代議員を常任理事会で推薦する。

【附 則】 1 この規約は、2018年4月1日から施行する。
(本連盟設立は2017年12月10日とする。)